

# 茨城県中央環境衛生組合職員の旅費に関する規則

令和6年4月1日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県中央環境衛生組合職員の旅費に関する条例（令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第21号）第2条の規定によりその例によることとされる茨城町職員の旅費に関する条例（昭和32年茨城町条例第95号）第34条の規定に基づき、職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 職員の旅費に関する事項については、茨城町職員の旅費に関する規則（昭和32年茨城町規則第2号）に規定する職員に対して支給する旅費に関する事項の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。